

# 退職後の傷病手当金請求についてのご案内

## 1. 継続給付の受給要件

ご退職後も引き続き傷病手当金を請求される場合は、下記受給要件をすべて満たしていることが必要になります。

- (1) 退職日までに継続して1年以上の被保険者期間があること(※1)
- (2) 退職日に傷病手当金を受けている、または受ける条件を満たしていること(※2)
- (3) 退職日に出勤していないこと(※3)

※1…国民健康保険、共済組合、健康保険任意継続の被保険者期間を除く

※2…受ける条件とは待期間(3日)を経過し4日目以降が退職日であること

※3…労務不能であること

## 2. 提出書類 (①～⑥までの書類をご提出ください。⑤⑥は対象者)

### ① 「傷病手当金請求書」…請求の都度提出(ホームページA3取得可)

■事業主の証明は不要です。

### ② 「雇用保険継続給付延長通知書(写)」…初回請求時

■傷病手当金受給中は基本手当(いわゆる通常の失業給付)の受給はできません。確認をさせていただくため、雇用保険の受給期間延長の通知書をご提出ください。

■ハローワーク(公共職業安定所)へ申請をしてください。

### ③ 振込口座情報がわかる書類…初回請求時

■傷病手当金請求書に請求されたご本人様へ振込をします。振込口座情報を「給付金等振込送金依頼書」、または、金融機関名称、本支店名、預金種別、口座番号、口座名義人様が記載された文書(書式は問いません)をご提出ください。

■傷病手当金以外の給付金があった場合も同振込先へ振込をします。

### ④ 「念書」および「同意書」…初回請求時 (請求書が健保に届き次第、健保より書類を送付いたします)

■当組合では、傷病手当金の支給決定に際し、適正に事務処理を行うため、健康保険法第59条に基づき念書及び同意書をご提出いただいております。

■詳しくは裏面【各種調査について】および【年金との調整について】をご覧ください。

### ⑤ (受給されている方) 障害年金額がわかる書類…初回請求時および年金額変更時

■障害年金該当の障害状況等を確認するため「年金証書・裁定通知書」「年金振込通知書」をご添付ください。

■傷病手当金と公的年金の調整について裏面【年金との調整について】をご覧ください。

■障害年金に関しては管轄の年金事務所へお問い合わせください。

### ⑥ (支給開始年齢に達している方) 老齢年金額等がわかる書類…初回請求時および年金額変更時

■直近の年金額がわかる「年金証書・裁定通知書」「年金振込通知書」をご添付ください。

■傷病手当金と公的年金の調整について裏面【年金との調整について】をご覧ください。

■老齢年金等支給開始年齢に達しているが老齢年金等の受給資格がない方は、受給資格がないことがわかる書類(ねんきん定期便など)が必要になります。

■傷病手当金受給中に老齢年金等の開始年齢に達した場合は、その際、年金額がわかる書類「年金証書・裁定通知書」「年金振込通知書」をご提出ください。

■老齢年金に関しては管轄の年金事務所へお問い合わせください。

【裏面へ】

### 3. 各種調査について

当健康保険組合では、健康保険法第 59 条に基づき念書及び同意書をご提出いただき下記のとおり適宜調査を実施しております。各種調査にご協力いただけない場合は、健康保険法第 121 条により傷病手当金の全部、または一部の給付ができなくなることがあります。

1. **療養状況調査** …請求期間中概ね 1 カ月に 1 回程度の診療日数がない場合や当組合が必要と判断した場合において「照会文書」のご提出をお願いしております。
2. **治療状況調査** …傷病手当金請求書に記載されている療養担当者記載の内容から治療状況等確認するため同意書に基づき、記載した療養担当者へ確認させていただくことがあります。
3. **年金受給調査** …年金の受給状況や年金額の確認をさせていただくことがあります。年金額がわかる書類のご提出をお願いいたします。なお年金額変更時も同様にご提出をお願いいたします。

《注意》 傷病手当金受給中に就職をされたり(パート・アルバイト含む)、同疾病による労務不能ではなくなった場合は、傷病手当金を請求することができません。万が一、引き続き当組合から傷病手当金を受給されていることが判明した場合、その期間分については返還していただきます。

### 4. 年金との調整について

健康保険法第 108 条により、傷病手当金を受給している方が、障害年金または老齢年金を受けられるようになったときは傷病手当金の支給額が調整されます。なお、各種年金と調整されずに受給した傷病手当金がある場合は、念書に基づき、返還が必要となる年金額相当分については、返還していただくことになります。

- ① 同一の傷病により、障害厚生年金、または障害手当金を受けようになったとき。なお、同一の傷病により障害厚生年金と障害基礎年金の両方を受給することができるときは、その合算額。
- ② ご退職後(資格喪失後)に老齢厚生年金、老齢基礎年金を受けようになったとき。なお、複数の老齢または退職を支給事由とする年金等を受給することができるときは、その合算額。

#### ● 傷病手当金が各種年金の日額換算額よりも多い場合

傷病手当金の日額と各種年金の額<sup>(※1)</sup>を 360 日で割った額(1 円未満切り捨て)を比較して、傷病手当金の額の方が多い場合は、その差額が傷病手当金として支給されます。

※1…各種年金の額のうち「厚生年金法による障害手当金(一時金)」を除く。(下記参照)

#### ● 傷病手当金が各種年金の日額換算額よりも少ない場合

傷病手当金の日額と各種年金の額<sup>(※1)</sup>を 360 日で割った額(1 円未満切り捨て)を比較して、傷病手当金の額の方が少ない場合は、傷病手当金は支給されません。

※1…各種年金の額のうち「厚生年金法による障害手当金(一時金)」を除く。(下記参照)

※1…「厚生年金法による障害手当金(一時金)」については上記計算ではなく、当該障害手当金の支給を受けることとなった日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合は当該傷病手当金の額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は支給されません。なお、傷病手当金の額の合計額が当該障害手当金の額に達するに至った日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、その差額については、傷病手当金として支給されます。

以上

提出先 〒332-0012

埼玉県川口市本町 3-2-22 工房ビルディング 4F

川口工業健康保険組合 業務課 現金給付担当

R5.1